

道路設計要領 正誤表

章	ページ	項目	現 行	修 正	備 考
第10章 歩道及び自 転車歩行車 道	10-12	第2節 歩道等 6.歩道等の切下げ (4)分離	<p>(4) 分離</p> <p>歩道等の巻込み部、交差点の歩道等の屈曲部においては、自動車の乗上げを防止するため、主要道路の車道に面した縁石を高くするか、または防護柵等を設置するものとする。</p> <p>歩行者等の横断禁止用防護柵（ガードパイプ等）を設置する場合には、柵高は110cmとすることが望ましい。また、歩行者の安全を確保するため車両の巻き込み防止を目的とする場合は、「車両用防護柵標準仕様・同解説（平成11年3月 社団法人 日本道路協会）」に基づくものとする。</p>	<p>(4) 分離</p> <p>歩道等の巻込み部、交差点の歩道等の屈曲部においては、自動車の乗上げを防止するため、主要道路の車道に面した縁石を高くするか、または防護柵等を設置するものとする。ただし、交差点の歩道がフラット型の場合は、防護柵のみの設置を原則とし、路面排水等を適切に処理することとする。</p> <p>歩行者等の横断禁止用防護柵（ガードパイプ等）を設置する場合には、柵高は110cmとすることが望ましい。また、歩行者の安全を確保するため車両の巻き込み防止を目的とする場合は、「車両用防護柵標準仕様・同解説（平成11年3月 社団法人 日本道路協会）」に基づくものとする。</p>	ページを差替えてください
第10章 歩道及び自 転車歩行車 道	10-18	第2節 歩道等 図10.25 フラット式	<p style="text-align: center;">フラット式</p>	<p style="text-align: center;">フラット式</p>	ページを差替えてください